

国と地方のシステムWG提出資料

重点課題対応分に関連する諸施策について
(森林吸収源対策等の推進)

平成29年11月

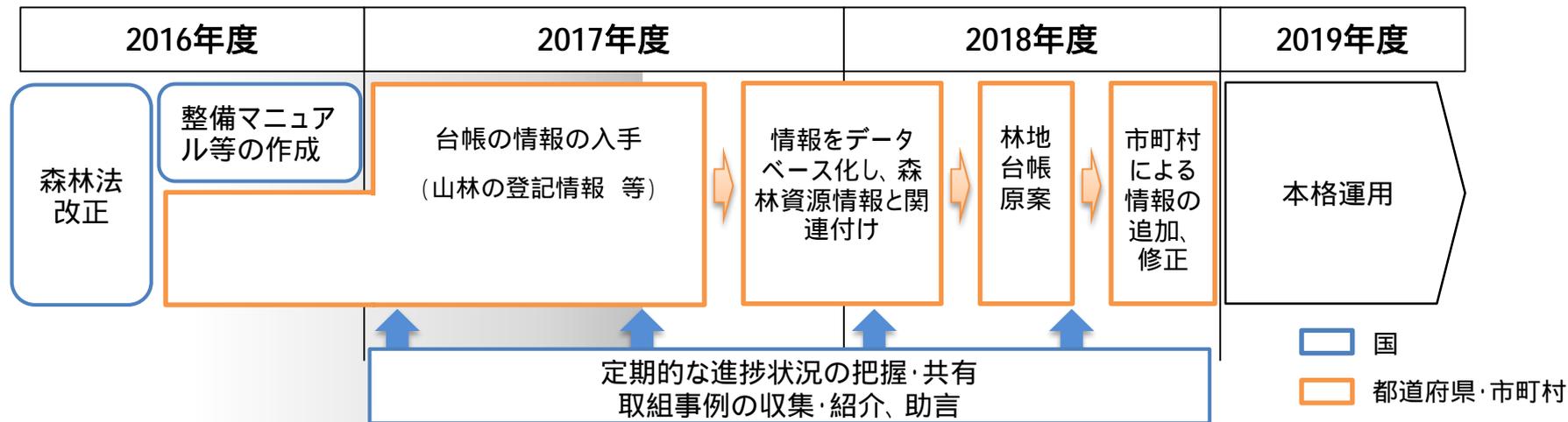
農林水産省

林地台帳の整備と施業集約化の推進

森林吸収源対策の推進に向け、施業の集約化を図りつつ効率的・効果的な森林整備を進めていくため、所有者や境界の情報を整理した林地台帳を整備することとしているところ。

2016年度に、国において整備や運用に関するマニュアル等を作成し、都道府県・市町村に配布。それに基づいて、都道府県・市町村が登記情報の収集や台帳原案作成などの整備作業を実施中。

国は上半期、下半期毎に定期的な進捗状況を把握するとともに、必要な指導・助言を実施。



取組の進捗 (2017年9月末)

台帳の情報の入手：全市町村数の約90%が実施済み

情報のデータベース化・関連付け：全市町村数の約20%が実施済み

2019年4月の本格運用に向けて、各都道府県・市町村において工程表に沿って、順調に作業が進展

国としても、引き続き、林地台帳の整備に必要な経費について支援するとともに、定期的な進捗状況の把握や取組事例の収集・紹介などを通じて、林地台帳の整備を推進。

【参考】 林地台帳について

森林の施業の集約化を推進するため、平成28年5月に森林法を改正し、林地の所有者や境界測量の状況などの情報を地番ごとに整理した林地台帳を、民有林が所在するすべての市町村で整備する制度を創設

林地台帳の整備後は、台帳情報の一部を公表するとともに、森林所有者や森林組合・林業事業体等へ情報提供

